

京都市告示第 104 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成26年4月17日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成26年4月24日（木）及び4月25日（金）

（歴史資料館）